

R7.4.1から適用

特別養護老人ホーム抱優館八乙女 介護予防短期入所生活介護 利用料金表

(1) 介護保険自己負担分

介護度	基本単位数 (A)	加算単位数 (B)	単位数合計 (C) : (A) + (B)	介護職員等処遇改善 加算 (D)	介護サービス費 (10割) ①			介護保険から給付 される金額 ②		自己負担額 (1日分)	
	1日	1日	1日	(C) × 14.0%	C+D×	10.33	円	①×0.9又は0.8又は0.7		①-② : (①×0.1又は0.2又は0.3)	
					小数点以下四捨五入	小数点以下切り捨て		小数点以下切り捨て		小数点以下繰り上げ	
要支援1	529 単位	30 単位	559 単位	78 単位	6,580	円		5,922	円	1割	658 円
								5,264	円	2割	1,316 円
								4,606	円	3割	1,974 円
要支援2	656 単位	30 単位	686 単位	96 単位	8,078	円		7,270	円	1割	808 円
								6,462	円	2割	1,616 円
								5,654	円	3割	2,424 円

※上記の加算単位数内訳 : サービス提供体制強化加算Ⅱ (18単位/日)、機能訓練指導体制加算 (12単位/日)

その他の加算として、送迎加算 (184単位/片道)、療養食加算 (8単位/回 : 1日3回を限度)、長期利用減算 (連続利用日数が31日を超えた場合は要支援の方で26単位減/日、要支援2の方で33単位減/日)

※介護職員等処遇改善加算は1ヶ月の総利用単位数×14.0%で算定となります。

※尚、加算単位の1単位は、地域によって異なり、1単位は10.33円となります。(仙台市 : 6級地)

(2) 居住費及び食費

負担段階	対象者	居住費	食費	1日あたり
第1段階	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老年福祉年金を受給している方 ・生活保護を受けている方	880円	300円	1,180 円
第2段階	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金及び非課税年金 (障害年金、遺族年金等) の年金収入額の合計が80万円以下の方	880円	600円	1,480 円
第3段階①	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金及び非課税年金 (障害年金、遺族年金等) の年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	1,370円	1000円	2,370 円
第3段階②	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金及び非課税年金 (障害年金、遺族年金等) の年金収入額の合計が120万円を超える方	1,370円	1300円	2,670 円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、配偶者または世帯の中に市町村民税を課税されてされている方がいる方 ・本人が市町村民税を課税されている方	2,730円	1,800円	4,530 円
預貯金等が一定額以下であること	年金収入等80万円以下 (第2段階) 年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①) 年金収入等120万円超 (第3段階②)	単身	650万円 550万円 500万円	夫婦 1,650万円 1,550万円 1,500万円

(3) 利用料金日額 ((1)+(2)) : 円

介護度	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階	
要支援1	1割	1,838 円	1割	2,138 円	1割	3,028 円	1割	3,328 円	1割	5,188 円
	2割		2割		2割		2割		2割	5,846 円
	3割		3割		3割		3割		3割	6,504 円
要支援2	1割	1,988 円	1割	2,288 円	1割	3,178 円	1割	3,478 円	1割	5,338 円
	2割		2割		2割		2割		2割	6,146 円
	3割		3割		3割		3割		3割	6,954 円

※上記、利用料金については介護保険制度の改定や施設の職員体制等により、変更になる場合があることをご理解下さい。